

# 砂利採取計画認可申請及び変更手続き要領

## 1 一般的注意事項

- (1) 採取計画認可申請書又は変更認可申請書（以下「申請書」という）は、「砂利採取法運用要領」の様式第9号又は様式第9号の2によることとし、原則として用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- (2) 申請書には、「添付図書確認書」（様式第1号）及び4－（2）に掲げる書類のうち該当するものを添付すること。
- (3) この要項中、縮尺については定めのない限り任意とすること。

## 2 申請部数

申請書の提出部数は、正本1通、副本2通とし、砂利採取場の所在地が2以上の市町村にわたる場合は、その数に応じて副本を追加すること。

## 3 申請の手続き

- (1) 申請書は、砂利採取場の所在地を管轄する県民センターに提出する。ただし、砂利採取場の所在地が県央地区の場合及び2県民センター又は2県にまたがる場合は、技術革新課に提出すること。
- (2) 申請書は、審査の日数等を考慮し砂利採取開始期間予定から3ヶ月以上の猶予をみて提出すること。

#### 4 申請書の作成

申請書は、次により作成し、その内容は「茨城県砂利採取計画の認可に関する要項」に適合すること。ただし、変更認可申請の時は、現認可を受けている申請書の内容に朱書き訂正等をするなど、変更前と変更後が明らかになるようにし、変更内容に応じて必要な図書等を添付すること。

##### (1) 採取計画に定めるべき事項

採取計画に定める事項は、法第17条に規定されているが、次に掲げる方法を参考として記載すること。

事 項	作 成 方 法
1 採取場の区域	<p>採取場の所在地及びその面積を記載するが、この詳細は法第18条第2項の規定により添付する地図並びに砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図によること。</p> <p>山砂利の採取で、採取期間が1年を越える場合は、年次毎の掘削数量を明示すること。</p>
2 採取する砂利の種類及び数量	<p>採取する砂、砂利、玉石の種類ごとの数量及び全体の掘削又は切土の総量をいう。</p> <p>なお、種類別の数量を明らかにできないときは、全体の掘削量を切込砂利欄に記載する。</p> <p>山砂利の採取で、採取期間が1年を越える場合は、年次毎の掘削数量を付記すること。</p>
3 採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械掘り又は手掘りの別を記載する。</li> <li>2 採取の工程ごとに採取に係る設備その他の施設の種類、能力及び数。掘削又は切土及び数。掘削又は切土をする土地の面積、深さ及び勾配等。</li> </ol>
4 採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 掘削工程 除去した土等の処理方法、掘さく時の土砂崩れの防止方法、廃土石の処理方法</li> <li>2 洗浄工程 汚濁水の処理及びヘドロの処理方法</li> <li>3 土地の掘さく跡地の埋戻しの方法</li> <li>4 採取した砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項</li> <li>5 その他災害防止方法</li> </ol>

(2) 添付図書

申請書の添付図書は、採取計画規則第3条第2項に規定されているが、次に掲げる方法により作成し、添付図書の総括表として添付図書確認書を添付すること。

添 付 書 類	作 成 方 法
1 位置図	縮尺1/10,000～1/50,000 地図に採取地及び国・県道までの運搬経路を明記すること。
2 周辺状況見取図	掘削又は切土の場所、除去した表土及び廃土の堆積場所、汚濁水処理施設の設置場所と周辺の道路、学校、人家、農地、山林、農業用施設等隣接物件の所在状況等について採取場の外周からおよそ500mの範囲内の略図を記載し、かつ、採取場外周からそれぞれの距離を記入すること。
3 掘削及び切土に係る土地の実測平面図	縮尺1/500～1/1,000 余白に面積の算出根拠を記入すること。 隣接地との保安距離を明示すること。 山砂利の採取で、採取期間が1年を越える場合は、年次毎の掘削数量を明示すること。
4 掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤図書	縮尺1/500～1/1,000 当該土地の起伏状態により作図する。 深さ及び切土の高さは、縮尺1/50～1/100 なお、これらの図面には隣接地盤面との相互関係を記入すること。
5 登録通知書の写	登録通知書の写及び登録事項変更届書の写を添付すること。
6 採取の権原を有する書面	1 公図の写に採取予定地を朱書し、採取予定地と隣接地の所有者名及び借地権者氏名を記入すること。 2 自己の土地の場合…当該土地に係る登記簿謄本 他人の土地の場合…当該土地に係る登記簿謄本及び砂利採取を内容とする土地所有者と申請者の契約書又は同意書の写 3 相続等の関係を証する書面 相続によって登記簿上の所有者と現所有者が異なる場合は相続関係がわかる書類及び相続人全員の同意書の写（やむを得ず相続人全員の同意書が得られない場合は、その理由書と関係者に一切迷惑をかけない旨の書面を提出させ判断する。）ただし、所有権に変更がない場合は、従前の書面の写でよい。
7 他の行政庁の許認可等を証する書面	その許可、認可、その他処分を行った行政庁が発行した証明書又は許可、認可、その他の処分書もしくは申請書の写。

<p>8 跡地埋め戻し用土砂の確保状況を証する書面及び当該土砂等を採取場に運搬する経路を記載した図書</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 埋戻し土量計算書 全体の掘さく量、表土、廃土等から埋め戻し必要土量を計算し、不足する場合は埋め戻し土量を他に確保し、これとの比較を行うこと。</li> <li>2 埋め戻し土砂等が確保されていることを示す書面 (1) 自己の土地において確保されているときは、その旨を記載した書面(登記簿抄本、土取り条例による届出書等の写) (2) 他人の土地において確保されているときは、土砂等を採取する旨を内容とする土地所有者との契約書又は同意書の写、土取条例による届出書等の写及び登記簿抄本。</li> <li>3 埋め戻し用土砂の運搬経路図</li> </ol>
<p>9 搬出方法及び国道又は県道に至るまでの搬出経路を記載した図書</p>	<p>搬出の方法とは、砂利を搬出する主体、砂利運搬車の種類、掲載量、1日あたりの運搬台数等をいう。</p>
<p>10 その他の図書</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国道又は県道に至るまでに私道又は河川堤塘敷等を運用する場合には、当該道路を運行する権原を有することを証する書面。</li> <li>2 隣接地の同意書(次のうちいずれかを提出) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 隣接地所有者等の同意書 隣接地とのトラブルを防止するため、採取予定地に隣接する土地所有者又は借地権者の同意書又はその写を添付すること。(やむを得ない理由により同意書が得られない場合は、理由書を提出させ判断する。)ただし、所有者が複数いる共有地等で、代表者が代表権を有する場合は、代表者の同意で足りるものとし、代表権を有する旨の書面を添付すること。</li> <li>(2) 地域住民の同意書 区長等住民代表者の同意書又は地元説明会の議事録等の写を添付すること。</li> </ol> </li> <li>3 物権設定者の同意書</li> <li>4 洗浄施設の場合は、洗浄選別設備配置図、沈澱池構造図及び取水排水に関する許可書等の写。</li> <li>5 緑化計画書又は跡地利用計画図</li> <li>6 砂利の採取に関し、次に該当する場合はその管理者の同意書もしくは意見書これらの申請書の写 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 採取予定地が土地改良区等の受益地になっているとき</li> <li>(2) 採取地が河川区域から至近距離にあるとき</li> <li>(3) その他知事が必要と認めたもの</li> </ol> </li> </ol>

(3) 採取の期間

① 採取の期間は下表のとおりとし、特に必要があるときは、砂利採取場の状況について定期的に報告することを認可の条件として付するものとする。

なお、関係他法令の許認可等の期間が下表の期間以内である場合は、当該他法令の許認可期間と整合をとること。

陸砂利	1年以内 ただし、1回の採取計画で1カ所の採取場面積が2ha以上の場合は、2年以内とする。
山砂利	3年以内
洗淨	1年以内 ただし、継続的に、同一場所に施設を設置して行い、高さ1.5m以上のトタン張り等の防護柵を設置する場合は3年以内とする。 また、防護柵がネットフェンスの場合は、次の事項を確認したうえで3年以内とすることができる。 1 1.8m以上の高さを確保すること。 2 基礎を堅牢とすること。 3 上部に忍び返しを設置すること。 4 砂の場外流出防止を徹底すること。(特に堆積場) 5 飛散する恐れのある場合は、散水の措置をとること。

※採取計画の認可申請日前3年間に、次に掲げる事項の一に該当する事実のあった採取業者の山砂利に係る採取の期間は1年間とする。

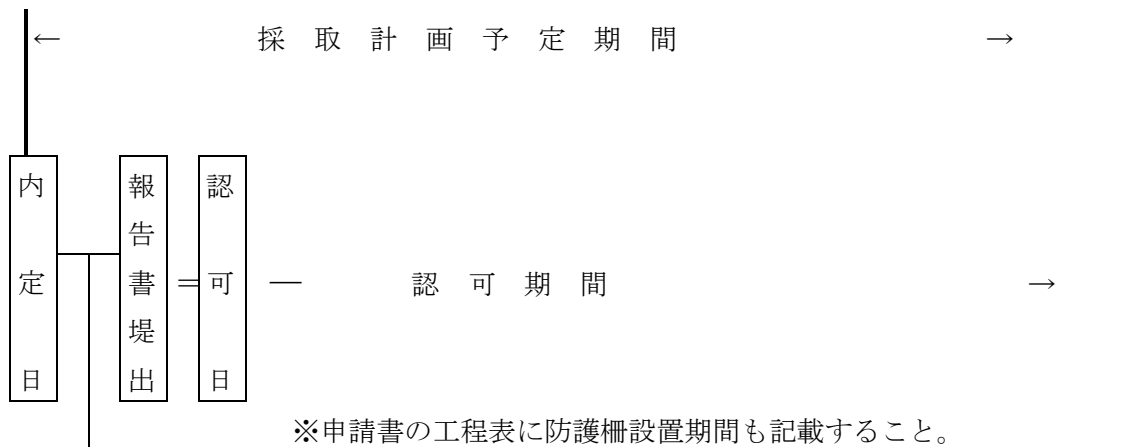
ア 法第12条に基づく登録の取り消し、又は事業の停止を命ぜられた者。

イ 法第23条第2項に基づく措置命令を受けた者。

ウ 法第26条に基づく認可の取り消し、又は採取の停止を命ぜられた者。

② 認可の内定を行う場合の認可期間は、原則として内定日を起算日とし、「防護柵等設置報告書」提出後に認可を行うので留意のこと。

(参考)



(防護柵等の設置)

付 則

- 1 この要項は、昭和60年5月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要項は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行以前の採取計画の認可申請については、なお、従前の例による。

様式第1号

添付図書確認書

添付図書の内訳		添付図書の有無	備考 ×は副本に添付不要	
1	位置図(1/10,000~1/50,000)	有・無		
2	採取場及び周辺(半径500m)の状況を示す見取図	有・無		
3	実測平面図及び面積計算表(山砂利は採取計画平面図含む)	有・無		
4	実測縦断面図、実測横断面図及び採取量計算表	有・無		
5	砂利採取業者登録通知書(写)及び登録事項変更届所(写)	有・無		
6	採取の権原を証する書面	公図(写し)	有・無	
		土地登記簿謄本又は抄本	有・無	×
		土地売買又は借地契約書(同意書)等(写)	有・無	×
		相続等の関係を証する書類(写)	有・無	×
7	他の行政庁の許認可等を証する書面		有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
			有・無	
8	埋め戻し用土砂の確保状況を証する図書	埋め戻し土量計算書	有・無	×
		土地登記簿謄本又は抄本	有・無	×
		土地売買又は借地契約書(同意書)等(写)	有・無	×
		土取り条例の届出書	有・無	×
		埋め戻し用土砂の運搬経路図	有・無	×
		埋め戻し基準に基づく添付書類	有・無	
10	搬出方法及び搬出経路を記載した図書等	有・無		
11	その他の図書	私道使用同意書・契約書等	有・無	×
		隣接地所有者等の同意書、地域住民の同意書	有・無	×
		物件設定者の同意書	有・無	×
		洗浄選別設備配置図(沈殿池構造図含む)	有・無	
		洗浄用水等取水並びに排水に関する許可書又は同意書	有・無	
		緑化計画書又は跡地利用計画図	有・無	
		その他	有・無	